

燕地区の料金表 (合併前の燕市が給水していた区域に適用するものです。)

※料金は、次の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額になります。

● 専用給水装置

メーターの呼び口径(mm)	基本料金(一箇月につき)		従量料金
	使用水量(m ³)	料金(円)	
13	5	600	1m ³ につき135円 ただし、公衆浴場用については、1m ³ につき62円
	10	750	
20	10	1,130	
25	10	1,500	
40	10	3,500	
50	10	7,500	
75	10	17,000	
100	10	33,700	
150	10	93,700	

● 私設消火栓 演習に使用する際、1栓1回放水時間10分ごとに600円

計算例

口径20mmのメーターで、使用量が25m ³ の場合	
① 基本料金(10m ³ まで)	1,130円
② 従量料金(135円×15m ³)	2,025円
小計	3,155円
③ 消費税(8%)	252円
合計金額	3,407円

(料金の算定)

料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ水道局が定めた日をいいます。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定します。ただし、やむを得ない理由があるときは、水道局は定例日以外の日に点検を行います。

(使用水量及び用途の認定)

次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定します。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) メーターの点検が困難なとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。

(特別な場合における料金の算定)

月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとします。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1箇月として算定した金額

月の中途においてメーターの口径及び用途を変更した場合の料金は、次のとおりとします。

メーター口径の使用日数の多い料金を適用します。

吉田地区の料金表 (合併前の吉田町が給水していた区域に適用するものです。)

※料金は、次の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額になります。

● 専用給水装置

用途	基本料金(一箇月につき)		超過料金1m ³ につき(円)	摘要
	使用水量(m ³)	料金(円)		
一般用	10	910	104	一般家庭用
営業用	30	2,080	104	営業用
大口用	300	26,000	104	工業用
	300	13,000	60	公衆浴場業用
/官公庁/学校/用	50	3,380	104	
臨時用	20	2,210	104	臨時用、散水用、その他

● メーター使用料 計算例

メーターの呼び口径(mm)	使用料(円) (1個1箇月につき)
13	50
16	70
20	80
25	120
30	180
40	200
50	400
75	700
100	1,200
150	4,500

一般家庭で、口径20mmのメーターを1個使用し、使用量が25m ³ の場合	
④ 基本料金(一般用10m ³ まで)	910円
⑤ 超過料金(一般用104円×15m ³)	1,560円
⑥ メーター使用料(20mm)	80円
小計	2,550円
⑦ 消費税(8%)	204円
合計金額	2,754円

(料金の算定)

料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ水道局が定めた日をいいます。)-に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定します。ただし、やむを得ない理由があるときは、水道局は定例日以外の日に点検を行います。

(使用水量及び用途の認定)

次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定します。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) メーターの点検が困難なとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。

(特別な場合における料金の算定)

月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとします。

- (1) 使用日数が15日以下であって、かつ、使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1
- (2) 使用日数が15日以下であっても、使用水量が基本水量の2分の1を超えたとき 1箇月として算定した金額
- (3) 使用水量が基本水量の2分の1以下であっても、使用日数が15日を超えたとき 1箇月として算定した金額
- (4) 使用水量及び用途を認定した場合は、(1)から(3)までに準じて算定した金額

月の中途においてメーターの口径及び用途を変更した場合の料金は、次のとおりとします。

メーターの口径及び用途の使用日数の多い料金を適用します。ただし、その使用日数が等しいときは、変更後の口径及び用途の料金を適用します。

分水地区の料金表 (合併前の分水町が給水していた区域に適用するものです。)

※料金は、次により算定した金額に消費税等相当額を加算した額になります。

● 専用給水装置

用途 \ 料金	基本料金(一箇月につき)		超過料金1㎡につき(円)
	使用水量(㎡)	料金(円)	
家事用	10	1,000	115
営業用	10	1,000	115
公衆浴場用	200	12,500	75
官公署、学校、神社、仏閣及びこれに準ずるもの並びに劇場、工場用に使用するもの	10	1,000	115
噴水、滝、池及びこれに類する娯楽用	10	1,300	130
工事その他臨時の用に使用するもの	10	2,000	130

● 私設消火栓演習使用料 1栓1回放水時間10分ごとに1,000円

● メーター使用料 計算例

メーターの呼び口径(mm)	使用料(円) (1個1箇月につき)
13	60
20	100
25	200
30	300
40	400
50	750
75	1,500
100	2,300

一般家庭で、口径20mmのメーターを1個使用し、使用量が25㎡の場合	
⑧ 基本料金(家事用10㎡まで)	1,000円
⑨ 超過料金(家事用115円×15㎡)	1,725円
⑩ メーター使用料(20mm)	100円
小計	2,825円
⑪ 消費税(8%)	226円
合計金額	3,051円

(料金の算定)

料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ水道局が、定めた日をいいます。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定します。ただし、やむを得ない理由があるときは、水道局は定例日以外の日に点検を行います。

(使用水量及び用途の認定)

次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定します。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) メーターの点検が困難なとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。

(特別な場合における料金の算定)

月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとします。

- (1) 使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 1箇月として算定した金額の2分の1
- (2) 使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1箇月として算定した金額からメーター使用料の2分の1を減じた額
- (3) 使用日数が15日を超えるとき 1箇月として算定した金額

月の中途においてメーターの口径及び用途を変更した場合の料金は、次のとおりとします。

メーターの口径及び用途の使用日数の多い料金を適用します。ただし、その使用日数が等しいときは、変更後の口径及び用途の料金を適用します。